

(1) 都市計画区域

都市計画区域は、都市計画を策定する基本となる区域であり、市及び一定の要件を備えた町村の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口・土地利用・交通量等の現況と推移を考慮して、一体の都市として総合的に整備・開発し、保全する必要がある区域について県知事が指定するものです。

本市は、平成 22 年に梓川都市計画区域、平成 26 年に波田都市計画区域を統合し、松本都市計画区域として 30,191 ヘクタールを有しています。

(2) 都市計画の状況

本市では、旧市町村単位で都市計画の取り扱いが異なっていますので、それぞれ注意が必要です。

旧松本市	<ul style="list-style-type: none"> ・全域で都市計画区域を指定しています。 ・区域区分（線引き）、地域地区（用途地域など）、都市施設（道路、公園、下水道など）、市街地開発事業、地区計画を都市計画決定しています。
梓川地区	<ul style="list-style-type: none"> ・西部の山林を除き、都市計画区域を指定しています。 ・梓川都市計画区域は平成 22 年 11 月に松本都市計画区域と統合し、区域区分（線引き）、地区計画を都市計画決定しています。
波田地区	<ul style="list-style-type: none"> ・西部の山林を除き、都市計画区域を指定しています。 ・波田都市計画区域は平成 26 年 11 月に松本都市計画区域と統合し、区域区分（線引き）、地域地区（用途地域）、都市施設（道路、下水道）、地区計画を都市計画決定しています。
四賀地区・安曇地区・奈川地区	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域を指定していません。

都市計画区域の指定状況

